

■ 指定変更申請について（児童発達支援・放課後等デイサービス）

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて利用定員を増やすときは、児童福祉法第21条の5の19の規定により、指定変更申請の手続が必要です。指定変更申請書は、事前相談を受けた上で、変更する前の月10日までに提出してください。

※ 新たなサービスを追加する場合は、指定変更申請ではなく新規指定申請です。

《手続きについて》

①事業所所在市町村への相談

変更申請に際しては市町村長の意見書が必要です。県への相談以前に事業所所在市町村に相談し了承を得てください。

②事前相談（変更の前々月までに）

事前予約の上、来庁し相談を行ってください。変更前の状況、変更が生じる理由、変更後の事業計画等分かる書類（様式任意）を持参してください。

③変更申請書の提出（変更前月10日締切）

事前予約の上、来庁し変更申請書類を提出してください。郵送による提出は受付けていません。

④現地確認（不要の場合も有）

変更の状況によって現地確認を行います。現地確認を行うか否かは、事前相談の際に障害者支援課から指示します。

《留意事項》

○サービス量（定員）の増加以外の変更については、変更届出書の提出が必要です。変更の内容によって、提出方法や提出期限が異なりますのでご注意ください。詳細は、県ホームページを御確認ください。

○事前相談を行っていない場合、変更申請書の提出は受け付けられません。上記のとおり手続きを進めてくださるようお願いいたします。

《提出書類一覧》

変更申請が必要な サービス種類	必要書類（変更後のもの）	
児童発達支援 放課後等デイサービス	変更指定申請書（様式第8号の3） ・記載例参照	
	付表	
	児童発達支援	付表2
	放課後等デイサービス	付表4
	事業所の平面図 ・寸法、各部屋の用途と面積を記入。 ・指導訓練室、他サービスとの共有部分を色分け。	
	設備・備品等一覧表（参考様式2）	
	欠格条項に該当しない旨の誓約書（参考様式8）	
	役員等名簿（別紙）	
	運営規程	
	決算書等 ・貸借対照表、財産目録、収支計算書等	
	市町村長の意見書	
	体制届 ・障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等状況一覧表	
	勤務形態一覧表（別紙2）	
その他必要書類（※障害者支援課から指示があった場合）		

《提出先》

埼玉県 福祉部 障害者支援課 地域生活支援担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（※本庁舎1階です）
電話：048-830-3317
FAX：048-830-4783
メール：a3300-06@pref.saitama.lg.jp